

講師等謝金規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人コーシェリ（以下「本会」という。）が、講演、研修、会議への出席その他これらに準ずる業務を依頼した者に対して支払う謝金の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（対象者）

この規程による謝金の支給対象は、本会の役員及び職員以外の者であって、本会が依頼した業務を行った者とする。

2 本会の役員又は職員が本会の内部研修、または外部からの依頼による研修等において講師として業務を行った場合の謝金の取扱いについては、第6条に定めるところによる。

第3条（謝金の種類）

謝金の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 講師料：講演、研修講師、パネリスト、コーディネーター、司会その他これらに準ずる業務の対価として支給する謝金
- (2) 交通費：前号の業務に伴う移動に要する実費相当額
- (3) 宿泊費：前号の業務に伴う宿泊に要する実費相当額

第4条（依頼の手続）

外部の講師等への業務の依頼及び内部研修における講師の選任は、いずれも、あらかじめ理事長の承認を得て行うものとする。

第5条（謝金の額）

講師料の額は、別表に定める区分に応じた単価を基準とし、業務の内容、時間及び講師等の経験その他の事情を勘案して理事長が決定する。

2 特別な事情があると理事長が認めるときは、前項の基準によらず謝金の額を増減することができる。

3 内部研修における講師（本会の役員又は職員が講師となる場合を含む。）の講師料についても、前3項の規定を適用する。

4 本会が外部の団体等から研修等の依頼を受け、当該団体等に対して提示する講師謝金の額を定める必要があるときは、前各項の基準を参考として理事長が決定する。

区分	該当する講師等の例	謝金単価 (1 時間当たり)
A 区分	大学教員、医師、弁護士その他これらに準ずる専門的知見を有する者	10,000～20,000 円
B 区分	社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格専門職、行政・企業等の実務経験者	5,000～10,000 円
C 区分	当事者、地域人材、学生その他 A・B 区分に該当しない講師等	3,000～5,000 円

第 6 条（役員又は職員が講師等を行う場合の特例）

本会の役員又は職員が、内部研修又は外部からの依頼による研修等において講師として業務を行ったときは、前条の規定により算定した講師料の総額の 2 分の 1 に相当する額を上限として、これを本会から受け取ることができる。ただし、その全部又は一部を受け取らないことができる。

2 前項の講師が複数であるときは、その配分は、当該講師間の協議により定めることができる。

3 交通費及び宿泊費については、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項に規定する役員又は職員はその全額を本会から受け取ることができる。ただし、その全部又は一部を受け取らないことができる。

第 7 条（交通費及び宿泊費）

交通費は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の実費を支給する。

- (1) 公共交通機関を利用したとき 乗車券及び必要に応じた特急券等の実費
- (2) 自家用車を利用したとき 1 キロメートル当たり 30 円の割合により算出した額に、有料道路料金及び駐車料金の実費を加えた額

2 宿泊費は、実費とする。ただし、1 泊当たり 10,000 円を上限とする。

第 8 条（支給手続）

本会が外部の者に講師等の業務を依頼した場合における講師料、交通費及び宿泊費は、当該業務が行われた月の翌月末日までに、本会が指定する方法により支給する。

2 前項の規定にかかわらず、第 6 条の規定により本会の役員又は職員が講師料、交通費及び宿泊費の支給を受けようとするときは、本会が定める謝金請求書（様式 3-1）に必要事項を記載の上、本会に提出するものとする。

第 9 条（源泉徴収）

本会は、謝金の支払いに当たり、所得税法その他関係法令に基づき、所定の源泉徴収税額を控除した上で支払うものとする。

第 11 条（領収書の徴収）

本会は、謝金を現金で支払うときは、支給対象者から領収書を徴収するものとする。ただし、口座振込により支払うときは、この限りでない。

第 11 条（規程外事項）

この規程に定めのない事項については、理事会に諮った上で理事長が別に定める。

第 12 条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2026 年 9 月 14 日から施行する。

請求日： 年 月 日

特定非営利活動法人コーシェリ 御中

謝 金 請 求 書

下記のとおり、講師謝金の支払いを請求します。

1 請求者

氏名	
住所	〒 ー
連絡先（電話番号等）	

2 講座等の内容

講座等の名称	
実施日	年 月 日
実施場所	

3 請求金額

謝金合計額	円
今回の請求額	円

4 振込先口座

金融機関名・支店名	
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）
口座番号	
口座名義	（フリガナ） _____

上記のとおり相違ありません。

特定非営利活動法人コーシェリ

住所：福岡市博多区博多駅南3丁目13-17 小山ビル502号

連絡先：080-4140-4843